

所得税法

フォローアップセミナー

【3・4月開催】

カンタン攻略！資産損失



資格の学校
TAC

◆ 1 はじめに

法人税法では、各事業年度に生じた損失の額は、原則として損金の額に算入される（法人税法 22③三）が、所得税法では、法 37 により必要経費に算入されるのは、原則として①売上原価等及び②販売費、一般管理費その他その業務について生じた費用とされているため、資産損失の額は、必要経費に算入されないことになる。

しかし、資産損失が生じたことによる担税力の減殺などを考慮し、別段の定めとして、法 51 により資産損失の必要経費算入の取扱いを設けている。

また、個人の所有する生活用資産に資産損失が生じた場合にも、担税力の減殺などを考慮するため、別段の定めにより雑損控除などの取扱いが設けられている。

種 類	法人税の損金 (法法 22③)	所得税の必要経費 (所法 37①②)
売上原価等	○	○
販売費・一般管理費等	○	○
資産損失 { 災害損失等 貸倒損失等 }	○	×
貸倒引当金等	×	×

別 段
の 定 め

◆ 2 資産損失の体系

法 47 棚卸資産

⇒ 売上原価の計算を通じて損失発生年に全額必要経費に算入

法 51 業務用資産

① 事業用固定資産

⇒ 損失発生年に全額必要経費に算入

② 事業上の債権

⇒ 損失発生年に全額必要経費に算入

③ 山 林

⇒ 損失発生年に全額必要経費に算入

④ 業務用資産等

⇒ 損失発生年に所得を限度として必要経費に算入

法 62 生活に通常必要でない資産

⇒ 損失発生年又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす

法 64 事業上以外の債権

① 収入金額に係る債権

⇒ 収入計上した年に遡及して計上した所得金額をなかったものとみなす

② 事業上以外の求償権

⇒ 保証債務の履行のために譲渡した資産の譲渡代金の回収不能となった金額とみなして①の規定を適用する

法 72 生活に通常必要な資産等

⇒ 損失発生年に雑損控除の対象とし、控除しきれないものは3年間の繰越控除（雑損失の繰越控除）の対象となる

◆ 3 固定資産等の資産損失

固定資産等の資産損失は範囲が広いため、「業務用資産に係る資産損失」と「非業務用資産に係る資産損失」とに大別すると、次のようにまとめることができる。

対象資産によって所得区分や損失の取扱いが異なるため、その差異を押さえることがポイントになる。

(1) 業務用資産

対象資産	所得区分	取 扱 い	
棚卸資産 (法 47)	事業	売上原価を通じて自動的に必要経費算入	
事業用固定資産等 (法 51①)	不動産 事業 山林	損失額の全額を必要経費算入	
山林 (法 51③)	事業 山林	災害 盗難 横領	損失額を必要経費算入
事業以外の業務用資産 (法 51④)	不動産 雑	損失額を所得限度に必要経費算入	

※ 雑所得の基因となる山林について生じた損失は、雑所得で必要経費には算入せず、事業所得又は山林所得で必要経費に算入する。

これは、雑所得の損失が損益通算の対象とならないためである。

(2) 非業務用資産

対象資産	取 扱 い	
生活に通常必要な資産 (法 72)	災害 盗難 横領	雑損控除
生活に通常必要でない資産 (法 62)		譲渡所得 (総合) から控除

◆ 4 取得した保険金等の取扱い

固定資産等について損失が生じる事態が発生した場合には、損害保険契約に基づく保険金等を取得するケースが考えられる。

しかし、保険金等を取得した場合に、その保険金等が「非課税」となるか「課税」となるかは対象資産によって異なることとなる。

なお、たとえ保険金等が非課税となっても、その資産損失額の計算上控除することとされているため、実際には、保険差益等部分が非課税と考えれば良い。

★ 保険金等の取扱い

対象資産	取扱い	損 失 額 と の 関 係
棚卸資産等	課 税	全額総収入金額算入
業務用資産等	非課税	資産損失額の計算上控除 (保険差益等について非課税となる)
生活に通常 必要な資産		雑損控除額の計算上控除 (保険差益等について非課税となる)
生活に通常 必要でない資産		損失額の計算上控除 (保険差益等について非課税となる)
山 林	課 税	資産損失額の計算上控除 (保険差益等は事業所得、山林所得の収入に計上)

※ 雑所得の基因となる山林の保険差益等は、資産損失額を事業所得又は山林所得の必要経費にするという関係と同様に、雑所得ではなく事業所得又は山林所得の総収入金額に算入する。

<事例 1>

1,000 万円分の棚卸資産が災害により破損し、保険金 1,100 万円を取得した。

<事例 2>

直前未償却残額 1,000 万円の店舗が全焼し、保険金 1,100 万円を取得した。

<事例 3>

直前時価 1,000 万円の自宅が全焼し、保険金 1,100 万円を取得した。

＜事例 4＞

直前未償却残額 1,000 万円の別荘が全焼し、保険金 1,100 万円を取得した。

＜事例 5＞

直前の植林費・育成費等の合計額 1,000 万円の山林が全焼し、保険金 1,100 万円を取得した。

★ 関連支出の取扱い

損失に関連して支出した、後片付け費用などの関連支出の取扱いも資産によって取扱いが異なる。

対象資産	取 扱 い
業務用資産等	法 37 により必要経費に算入 (営業費等を含める)
生活に通常 必要な資産	雑損控除額に含める
生活に通常 必要でない資産	何ら考慮されない

＜事例 1＞

店舗が全焼し、後片付け費用 500 万円を支出した。

＜事例 2＞

自宅が全焼し、後片付け費用 500 万円を支出した。

＜事例 3＞

別荘が全焼し、後片付け費用 500 万円を支出した。

事業所得の資産損失

◆ 1 棚卸資産の資産損失

(1) 損失の取扱い（法 47）

棚卸資産について生じた損失は、売上原価の計算を通じて自動的に必要経費に算入する。

$$\text{年初商品棚卸高} + \text{当年商品仕入高} - \text{年末商品棚卸高} = \text{売上原価}$$


実地棚卸高

(2) 保険金等の取扱い（令 94）

棚卸資産について生じた損失について支払いを受ける保険金、損害賠償金等は、事業所得の総収入金額に算入される。

◆ 2 固定資産の資産損失

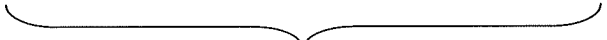
(1) 損失の取扱い（法 51①、令 142、基通 51－2）

① 取扱い

事業所得を生ずべき事業の用に供される固定資産等の取壊し等による損失の金額（譲渡損失、譲渡関連損失を除く）は、損失発生年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

② 損失額の計算

$$\text{損失発生直前の未償却残額} - \text{損失発生直後の時価} - \text{廃材価額} - \text{保険金等}$$


資産損失の基礎価額

(2) 原状回復費用の取扱い（基通 51－3、37－14 の2）

① 原則

原状回復費用－資産損失の基礎価額＝必要経費算入額



資本的支出

② 原状回復費用及びその他の支出を同時に行った場合

イ 原則

イ 原状回復費用の額 → 上記①の取扱い

ロ その他の支出 → 資本的支出

ロ 区分不明の場合

a 支出額×30%－資産損失の基礎価額＝必要経費算入額



資本的支出

b 支出額×70%＝資本的支出

(3) 減価償却費の計算 (基通 49-31)

イ 損壊等部分

$$\text{※取得価額①} \times \frac{\text{資産損失の基礎価額}}{\text{損失発生直前の未償却残額}} = \text{損壊等部分の取得価額②}$$

※ 定率法の場合は年初未償却残額

$$\text{②を基礎とした年償却費} \times \frac{\text{年初から損失発生日までの月数}}{12}$$

ロ その他部分

(①-②) を基礎とした年償却費

ハ 資本的支出部分

$$\text{資本的支出を基礎とした年償却費} \times \frac{\text{業務供用日から年末までの月数}}{12}$$

ニ イ+ロ+ハ=その年分の減価償却費

(4) その他

① 有姿除却

固定資産については取壊し、除却等を行わない限り必要経費に算入されないのが原則であるが、今後再使用される可能性がないにもかかわらず、除却等に多額の費用を要するため放置するといった場合も起り得る。そこで一定要件に該当する場合には、未償却残額から処分見込価額を控除した金額を必要経費に算入することを認めることとしたものである。

$$\text{未償却残額} - \text{処分見込価額} = \text{資産損失額}$$

② スクラップ化していた資産の譲渡損失

業務用固定資産の譲渡損失は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額とされるのが原則である。しかし、スクラップ化し素材としての価値しかない固定資産を譲渡した場合の譲渡損失は除却損失にあたるため、資産損失として必要経費に算入することとしたものである。

$$\text{譲渡直前の未償却残額} - \text{引取価額（廃材価額）} = \text{資産損失額}$$

不動産所得の資産損失

◆ 固定資産

(1) 事業的規模の場合（法 51①、令 142、基通 51－2）

① 取扱い

不動産所得を生ずべき事業の用に供される固定資産の取壊し等による損失の金額（譲渡損失、譲渡関連損失を除く）は、損失発生年分の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

② 損失額の計算

損失発生直前の未償却残額－損失発生直後の時価－廃材価額－保険金等

資産損失の基礎価額

(2) 事業的規模以外の場合（法 51④、令 142、基通 51－2）

① 取扱い

不動産所得を生ずべき業務の用に供される資産等の損失の金額（譲渡損失、譲渡関連損失、事業上のもの及び雑損控除に規定するものを除く）は、損失発生年分の不動産所得の金額（この規定適用前）を限度として、損失発生年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する。

② 損失額の計算

損失発生直前の未償却残額－損失発生直後の時価－廃材価額－保険金等

資産損失の基礎価額

☆ 事業的規模の場合と事業的規模以外の場合の差異

不動産所得においては、事業的規模の場合と事業的規模以外の場合とでは、資産損失についての取扱いが異なる。

- | | | | |
|---|------------|-------|-----------------------|
| { | 事業的規模の場合 | …………… | 全額必要経費算入（法 51①） |
| | 事業的規模以外の場合 | ……… | 所得を限度として必要経費算入（法 51④） |

★事業的規模の場合（一部損壊の場合）

（１）資産損失

- ① 年初未償却残額－損失発生日までの減価償却費＝損失発生直前の未償却残額
- ② ①－損失発生直後の時価＝資産損失の基礎価額
- ③ ②－廃材価額－保険金等の額＝資産損失額

※ 資産損失に関連する費用は、法 37 の経費として必要経費に算入する。

（２）原状回復費用（修繕費）

支出金額－資産損失の基礎価額＝必要経費算入額

（３）減価償却費

イ 損壊等部分

※取得価額①× $\frac{\text{資産損失の基礎価額}}{\text{損失発生直前の未償却残額}}$ ＝損壊等部分の取得価額②

※ 定率法の場合は年初未償却残額

②を基礎とした年償却費× $\frac{\text{年初から損失発生日までの月数}}{12}$

ロ その他部分

（①－②）を基礎とした年償却費

ハ 資本的支出部分

資本的支出を基礎とした年償却費× $\frac{\text{業務供用日から年末までの月数}}{12}$

ニ イ＋ロ＋ハ＝その年分の減価償却費

★事業的規模以外の場合（一部損壊の場合）

（１）原状回復費用（修繕費）

- ① 年初未償却残額－損失発生日までの減価償却費＝損失発生直前の未償却残額
- ② ①－損失発生直後の時価＝資産損失の基礎価額
- ③ 支出金額－②＝必要経費算入額

（２）減価償却費

事業的規模の場合と同じ

（３）資産損失

- ① 損失額
資産損失の基礎価額－廃材価額－保険金等の額＝資産損失額
- ② 資産損失を必要経費に算入する前の不動産所得の金額
- ③ ①と②のいずれか低い金額（比較が必要）

<設 例>

次の資料に基づき、居住者甲（白色申告者）の本年分の不動産所得の金額を、その業務を、1. 事業的な規模で営んでいる場合、2. 事業的規模以外の規模で営んでいる場合のそれぞれについて計算しなさい。

[資 料]

1. 総収入金額に関する事項

賃貸料の額の合計額（適正額） 5,000,000 円

2. 必要経費に関する事項

諸経費の額 3,408,000 円

上記金額には、本年 10 月に老朽化による建替のため取壊したアパートの取壊しに際して支出した賃借人への立退料 1,088,000 円及びアパートの取壊費用 1,320,000 円が含まれているが、アパートの資産損失額 2,254,600 円は計上されていない。

<解 説>

1. 事業的規模の場合

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程	(単位：円)
不動産所得	△662,600	(1) 総収入金額 (2) 必要経費（合計 5,662,600） ① 諸経費 ② アパート資産損失 (3) (1) - (2) = △662,600	5,000,000 3,408,000 2,254,600

2. 事業的規模以外の場合

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程	(単位：円)
不動産所得	0	(1) 総収入金額 (2) 必要経費（合計 5,000,000） ① 諸経費 ② アパート資産損失 イ 2,254,600 ロ (1) - (2) ① = 1,592,000 ハ イ > ロ ∴ 1,592,000 (3) (1) - (2) = 0	5,000,000 3,408,000

山林の資産損失

◆ 1 内 容 (法 51③)

- イ 対象資産
すべての山林
- ロ 事 由
災害又は盗難若しくは横領
- ハ 取扱い
損失発生年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

◆ 2 損失額の計算 (令 142、基通 51－2)

損失発生時までに支出した 植林費、管理費、育成費等 損 失 発 生 直後の時価 一 廃材価額一保険金、損害賠償金等

◆ 3 保険金等の取扱い (令 94、基通 51－7)

山林について生じた損失について支払を受ける保険金等のうち資産損失額を超える部分の金額（保険差益）は事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、総収入金額に算入される。

★山林の伐採等と損失の関係

伐採、譲渡すれば雑所得が生ずるような山林の損失は、雑所得ではなく、山林所得の金額の計算上、必要経費に算入される（基通 51－5 の 2）。

これは、雑所得の必要経費とした場合には、雑所得の金額の計算上生じた損失の金額は損益通算の対象とならないためである。

区 分			伐採等した場合の所得	損失の必要経費算入
山 林	保有期間 5 年以内	事業的規模	事業所得	事業所得
		事業的規模以外	雑 所 得	山林所得
	保有期間 5 年 超	事 業 的 規 模	山林所得	
		事業的規模以外		

<設 例>

次の資料に基づき、居住者甲（白色申告者）の本年分の山林所得の金額を計算しなさい。

[資 料]

本年7月に甲所有の山林（平成20年取得）が火災により全焼した。

この山林の火災直前までに支出した植林費等は 3,500,000 円である。

なお、甲はこの火災について保険金 5,000,000 円を取得している。

※ 甲の山林の経営は事業と称するには至らない程度の規模のものである。

<解 説>

山林の資産損失額は、損失発生時までに支出した費用（必要経費）を基礎に計算する。

なお、取得した保険金等が資産損失額を超える場合には、その超える部分の金額は総収入金額に算入しなければならない。

※ 平成20年取得の山林であるため、伐採又は譲渡すれば雑所得であるが、資産損失は山林所得で取扱うことに留意する。

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
山林所得	1,000,000	(1) 総収入金額 $5,000,000 - 3,500,000 = 1,500,000$ (2) 必要経費 (資産損失) $3,500,000 - 5,000,000 < 0 \quad \therefore 0$ (3) 特別控除 $(1) - (2) \geq 500,000 \quad \therefore 500,000$ (4) $(1) - (2) - (3) = 1,000,000$

生活に通常必要でない資産の損失

◆ 1 生活に通常必要でない資産の意義（令 178①）

- （１）事業用以外の競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
- （２）通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供さない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産
- （３）生活に通常必要でない生活用動産
 - ① 社会通念的にみて生活に通常必要でない動産
 - ② 社会通念上、生活に通常必要な動産のうち、宝石等、書画、骨とう、美術工芸品で１個又は１組の価額（時価）が 30 万円超のもの

☆ 生活に通常必要でない資産の例示

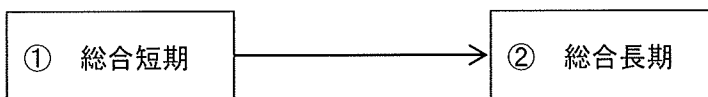
- イ ５頭未満所有の競走馬等
- ロ 別荘、茶室等
- ハ グランドピアノ、ヨット等
- ニ 宝石、書画、骨とう、美術工芸品等で時価 30 万円超のもの

◆ 2 適用要件（法 62）

生活に通常必要でない資産（居住者本人の所有のものに限る）について、災害又は盗難若しくは横領により損失が生じた場合

◆ 3 損失額の取扱い（令 178②、措令 20④、基通 62－１）

その損失発生年分の内部通算後の譲渡益から次の順序により控除し、控除しきれなかった損失の金額は、その損失発生年の翌年分の譲渡所得の金額の計算上、同じ順序により控除する。



※ 損失額は損失発生年分の譲渡所得の金額の計算上控除することを原則とするが、控除しきれなかった場合には、１年間の繰越控除が認められることに留意する。

◆ 4 損失額の計算 (令 178③)

損失発生直前の
取得費相当額

— 損失発生
直後の時価

— 廃材価額—保険金、損害賠償金等

※ 災害等関連支出は、上記損失額の計算上何ら考慮されない。

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
譲渡所得 (総合短期) (総合長期)	× × × × × ×	I 総 合 (1) 譲渡損益 (総短) 総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝譲渡損益 (総長) 総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝譲渡損益 (2) 内部通算 (総短) <————> (総長) (3) <u>生活に通常必要でない資産の損失の控除</u> (総短)→(総長)の順に控除 (4) 特別控除 (総短) 譲渡益 － 特別控除額(50万円まで) (総長) 譲渡益 － 特別控除額の残額
(分離短期) (分離長期)	× × × × × ×	II 土地建物等 (1) 譲渡損益 (分短) 総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝譲渡損益 (分長) 総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝譲渡損益 (2) 内部通算 (分短) <————> (分長)
(株式等) [未公開] [上 場]	× × × × × ×	III 株式等 (1) 譲渡損益 (未公開) 総収入金額－(取得費＋譲渡費用＋負債の利子) ＝譲渡損益 (上 場) 総収入金額－(取得費＋譲渡費用＋負債の利子) ＝譲渡損益 (2) 内部通算 (上 場) <————> (未公開)

※ 法 62 は分離課税の譲渡所得（土地建物等及び株式等の譲渡）には適用がない。

雑損控除

◆ 1 適用要件（法 72①、令 205）

（1）所有者

イ 居住者

ロ 同一生計親族で課税標準の合計額が基礎控除額（38 万円）以下のもの

★ 同一生計親族の所得要件の判定

（1）給与収入 1,030,000 円の場合

収入金額	給与所得控除	所得の金額	
1,030,000 円	－ 650,000 円	＝ 380,000 円	≤ 380,000 円 ∴該当

（2）総合長期譲渡益 1,260,000 円の場合

譲渡益	特別控除	
(1,260,000 円	－ 500,000 円)	× 1/2 = 380,000 円 ≤ 380,000 円 ∴該当

（3）給与と所得の金額 580,000 円、雑損失の繰越控除 200,000 円の場合

繰越控除	
580,000 円	－ 200,000 円 = 380,000 円 ≤ 380,000 円 ∴該当

（4）総合長期譲渡益 1,560,000 円、法 62 の損失 300,000 円の場合

譲渡益	法 62	特別控除	
(1,560,000 円	－ 300,000 円	－ 500,000 円)	× 1/2 = 380,000 円
380,000 円	≤ 380,000 円 ∴該当		

（2）対象資産

イ 生活に通常必要な資産

ロ 事業用以外の業務用資産

（3）損失原因

災害又は盗難若しくは横領

◆ 2 控除額（法 72①、令 206）

（1）損失の金額

損失発生直前の時価－損失発生直後の時価－廃材価額－保険金等＋災害関連支出

資産損失の基礎価額

(2) 足切限度額

区 分	足 切 限 度 額
災害関連支出が5万円以下	課税標準の合計額×10%
災害関連支出が5万円超	次の①と②のいずれか低い金額 ① 損失の金額－(災害関連支出－5万円) ② 課税標準の合計額×10%
損失の金額の全てが 災 害 関 連 支 出	次の①と②のいずれか低い金額 ① 5万円 ② 課税標準の合計額×10%

(3) (1)－(2)＝雑損控除の対象となる金額(雑損失の金額)

★ 災害等関連支出の範囲(令206)

雑損控除の対象となる災害等関連支出は、次に掲げる支出とする。

- ① 災害による損失を受けた資産の取壊し又は除去のための支出その他の付随する支出
- ② 災害による損失を受けた資産を使用することが困難となった場合において、災害後原則として1年以内にした次に掲げる支出その他これらに類する支出
 - イ 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
 - ロ その損失を受けた資産の原状回復支出のうち損失の基礎価額を超える部分の金額
 - ハ その損失を受けた資産の損壊等を防止するための支出
- ③ 災害により雑損控除の対象となる資産につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その資産に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出(雪下ろし費用、シロアリ駆除のための費用)
- ④ 盗難又は横領による損失が生じた雑損控除の対象となる資産の原状回復のための支出その他これに類する支出

※ 上記①から③の支出は「災害関連支出」に該当する

債権の資産損失

債権の資産損失は、「事業上の債権」と「事業上以外の債権」とに大別すると、次のようにまとめることができます。

事業上の債権の損失は法 51②に規定されており、事業上以外の債権の損失は主に法 64 に規定されています。

(1) 事業上の債権

規 定	所得区分	対象債権	取 扱 い
事業上の債権 (法 51②)	不動産	未収家賃	全額必要経費算入
	事 業	売掛金等	
	山 林	未 収 金	

(2) 事業上以外の債権

規 定	所得区分	対象債権	取 扱 い
雑所得の基因となる 元本債権 (法 51④)	雑	貸付金	所得限度に必要経費算入
収入金額の回収不能 (法 64①)	不動産	未収家賃	なかったものとみなす (所得金額を減額)
	譲 渡	未収譲渡代金	
	給 与	未収給与	
	雑	貸付金利子	
保証債務の履行に伴う 求償権の行使不能 (法 64②)	譲 渡	原 則	何ら考慮されない
		特 例 (資産を譲渡)	なかったものとみなす (所得金額を減額)

<事例1>

土地を1,000万円で譲渡したら、譲渡代金が回収不能になった。

<事例2>

土地を1,000万円で譲渡し、譲渡代金で息子の借金を保証人として代理弁済した。
求償権を行使したが、行使不能となった。

★ 保証債務の履行に伴う求償権の行使不能

	資産の譲渡をした場合	資産の譲渡をしていない場合
事業上	その行使不能額はその行使不能となった年分の事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入する（貸倒損失）。	
事業上以外	その行使不能額を譲渡代金の回収不能とみなし、一定額をその所得の金額から控除する。	何ら考慮されない。

<事例3>

土地を1,000万円で譲渡し、譲渡代金で取引先の借金を保証人として代理弁済した。
求償権を行使したが、行使不能となった。

事業所得の債権の貸倒損失

◆ 1 取扱い（法 51②）

事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権（「貸金等」という）について、貸倒れその他一定の事由により生じた損失の金額は、損失発生年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

※ 貸倒れに準ずる事由

保証債務の履行に伴う求償権の全部または一部の行使不能など

◆ 2 貸倒れの認定

（１）法的に債権が消滅した場合

事 由	貸倒損失額
法令の規定により切り捨てられた場合	切り捨てられた金額
債権者集会の協議決定で切り捨てられた場合	
書面で債務免除通知をした場合 （弁済を受けられない部分に限る）	免除通知した金額

（２）事実上の貸倒れ

全額の回収不能が明らか（担保処分後）	債権の額（全額）
--------------------	----------

（３）売掛債権の特例

取引停止又は最後の弁済の時のいずれか遅い時 以後 1 年以上経過	売掛債権の額－備忘価額 [※] ※ 取引先毎に 1 円以上
同一地域の売掛債権の総額がその取立旅費等に 満たない場合において、支払督促済	

不動産所得の債権の回収不能

◆ 1 事業的規模の場合（法 51②）

不動産所得を生ずべき事業の遂行上生じた債権の貸倒れ等による損失の金額は、損失発生年分の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

◆ 2 事業的規模以外の場合（法 64①、基通 64－2 の 2、64－3）

（1）取扱い

不動産所得の金額の計算の基礎となる総収入金額（事業から生じたものを除く）の全部又は一部が回収不能となった場合には、一定の金額は、その不動産所得の金額の計算上、なかったものとみなす。

必要経費算入ではなく、収入計上年分の所得金額をなかったものとみなす（減額する）。

（2）なかったものとみなす金額

次の金額のうち、最も少ない金額

- ① 回収不能額
- ② 収入計上年分の課税標準の合計額
 - ※ 1 損益通算の適用がある場合には、適用後の金額
 - ※ 2 純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用がある場合には、適用後の金額
 - ※ 3 総合長期譲渡所得及び一時所得は 2 分の 1 をする前の金額
- ③ 収入計上年分の不動産所得の金額

（3）更正の請求

（1）の損失が申告等があった後に生じた場合には、損失が生じた日の翌日から 2 月以内に更正の請求が必要となる。

☆ 事業的規模の場合と事業的規模以外の場合の差異

不動産所得においては、事業的規模の場合と事業的規模以外の場合とでは、債権の回収不能についての取扱いが異なる。

{	事業的規模の場合	……………	全額必要経費算入（法 51②）
	事業的規模以外の場合	……………	所得金額をなかったものとみなす（法 64②）

<設 例>

次の資料に基づき、居住者甲（白色申告者）の本年分の不動産所得の金額を、その業務を、1. 事業的な規模で営んでいる場合、2. 事業的規模以外の規模で営んでいる場合のそれぞれについて計算しなさい。

[資 料]

1. 総収入金額に関する事項

賃貸料の額の合計額（適正額） 5,000,000 円

※ 賃借人Aに対する前年分の未収賃貸料 800,000 円が、本年2月に回収不能となっている。

2. 必要経費に関する事項

諸経費の額 3,408,000 円

<解 説>

1. 事業的規模の場合

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程	(単位：円)
不動産所得	792,000	(1) 総収入金額	5,000,000
		(2) 必要経費（合計 4,208,000）	
		① 諸経費	3,408,000
		② 貸倒損失	800,000
		(3) (1) - (2) = 792,000	

2. 事業的規模以外の場合

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程	(単位：円)
不動産所得	1,592,000	(1) 総収入金額	5,000,000
		※ 前年分未収家賃の回収不能額は前年に遡及する。	
		(2) 必要経費 諸経費	3,408,000
		(3) (1) - (2) = 1,592,000	

譲渡所得の譲渡代金の回収不能

◆ 1 取扱い（法 64①）

譲渡所得の金額の計算の基礎となる総収入金額の全部又は一部が回収不能となった場合には、一定の金額は、その譲渡所得の金額の計算上、なかったものとみなす。

◆ 2 なかったものとみなす金額（令 180、基通 64－2 の 2、64－3）

次の金額のうち、最も少ない金額

- ① 回収不能額
- ② 収入計上年分の課税標準の合計額
 - ※ 1 損益通算の適用がある場合には、適用後の金額
 - ※ 2 純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用がある場合には、適用後の金額
 - ※ 3 総合長期譲渡所得及び一時所得は 2 分の 1 をする前の金額
- ③ 収入計上年分の譲渡所得の金額

◆ 3 手 続（法 152）

◆ 1 の損失が、申告等があった後に生じた場合には、損失が生じた日の翌日から 2 月以内に更正の請求が必要となる。

◆ 4 その他

★ 概算取得費（5%基準）

いわゆる 5%基準により取得費を計算する場合には、回収不能等が生じた直前において確定している収入金額を基礎に計算する。

<設 例>

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の譲渡所得の金額を計算しなさい。

[資 料]

本年、長期所有の土地（取得費 1,000,000 円）を 10,000,000 円で譲渡したが、譲渡代金のうち 3,000,000 円が回収不能となった。

なお、本年は、上記以外に事業所得の金額 12,000,000 円と一時所得の金額 1,000,000 円がある。

<解 説>

譲渡所得の金額（分離長期）

（単位：円）

$$10,000,000 - 1,000,000 - 3,000,000^{\ast} = 6,000,000$$

※ なかったものとみなす金額

- ① 3,000,000（回収不能額）
- ② $9,000,000 + 12,000,000 + 1,000,000 = 22,000,000$ （課税標準の合計額）
- ③ 9,000,000（譲渡所得の金額）
- ④ ①～③のもっとも低い金額 $\therefore 3,000,000$

雑所得の債権の回収不能

◆ 1 雑所得の基因となる元本債権（法 51④）

雑所得の基因となる元本債権等の貸倒れによる損失の金額は、その損失発生年分の雑所得の金額（この規定の適用前の金額）を限度として、その年分の雑所得の金額の計算上必要経費に算入する。

◆ 2 収入金額に係る債権（法 64①）

（1） 取扱い

雑所得の金額の計算の基礎となる収入金額若しくは総収入金額の全部若しくは一部が回収不能となった場合には、一定の金額を、その雑所得の金額の計算上なかったものとみなす。

必要経費算入ではなく、収入計上年分の所得金額をなかったものとみなす（減額する）。

（2） なかったものとみなす金額

次の金額のうち、最も少ない金額

① 回収不能額

② 収入計上年分の課税標準の合計額

※ 1 損益通算の適用がある場合には、適用後の金額

※ 2 純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用がある場合には、適用後の金額

※ 3 総合長期譲渡所得及び一時所得は 2 分の 1 をする前の金額

③ 収入計上年分の雑所得の金額

（3） 更正の請求

（1）の損失が申告等があった後に生じた場合には、損失が生じた日の翌日から 2 月以内に更正の請求が必要となる。

<設 例>

次の資料に基づき、居住者甲（白色申告者）の本年分の雑所得の金額を計算しなさい。

[資 料]

本年中に次の収入を得ている。

（１）原稿料 900,000 円

（２）（１）に係る必要経費 500,000 円

※ 本年初に、友人Aに対する貸付金 1,000,000 円及び前年分の未収利子 100,000 円（前年収入計上済）が回収不能となった。

<解 説>

友人に対する貸付金及びその未収利子が回収不能となった場合の取扱いは、次のとおりである。

{ 元本債権（貸付金）…………… 回収不能年の貸倒損失（所得限度）
 未収利子 …………… 収入計上年分の所得金額を減額

I 各種所得の金額

摘 要	金 額	計 算 過 程	（単位：円）
雑所得	0	（１）総収入金額 （２）必要経費（合計 900,000） ① 経 費 ② 貸倒損失（元本債権） イ 1,000,000 ロ （１）－（２）①＝400,000 ハ イ＞ロ ∴400,000 （３）（１）－（２）＝0 ※ 前年未収利子の回収不能額は、前年に遡及	900,000 500,000

◆ 3 競走馬の損失

(1) 事業的規模の場合（法 51①）

損失発生年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

(2) 事業的規模以外の場合

① 災害又は盗難若しくは横領による損失（法 62）

損失発生年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上、控除すべき金額とみなす。

② その他の損失（病死等の場合）

何ら考慮されない。

(3) 譲渡損失

① 事業的規模の場合

総合課税の譲渡所得と内部通算後、損益通算可能。

② 事業的規模以外の場合

総合課税の譲渡所得と内部通算後、原則として損益通算不可。

競走馬の保有に係る雑所得とのみ損益通算可能。

		事業的規模	事業的規模以外
保有に係る所得		事業所得	雑所得
資産 損失	災害等	必要経費算入 (法 51①)	譲渡所得の金額の計算上控除（法 62）
	病気等		何ら控除されない
譲渡損失		損益通算可	保有に係る雑所得とのみ損益通算可

< 事例 1 >

営業用車両が事故にあい、廃車になった。

< 事例 2 >

事業用の競走馬が死亡した。

< 事例 3 >

営業用車両を譲渡したら、譲渡損が 100 万円発生した。

<事例 4>

事業用の競走馬を譲渡したら、譲渡損が 100 万円発生した。

<事例 5>

時価 1 億円の宝石が盗難にあった。

<事例 6>

趣味で所有している競走馬が盗難にあった。

<事例 7>

時価 1 億円の宝石を紛失した。

<事例 8>

趣味で所有している競走馬が死亡した。

<事例 9>

時価 1 億円の宝石を譲渡したら、譲渡損が 100 万円発生した。

<事例 10>

趣味で所有している競走馬を譲渡したら、譲渡損が 100 万円発生した。